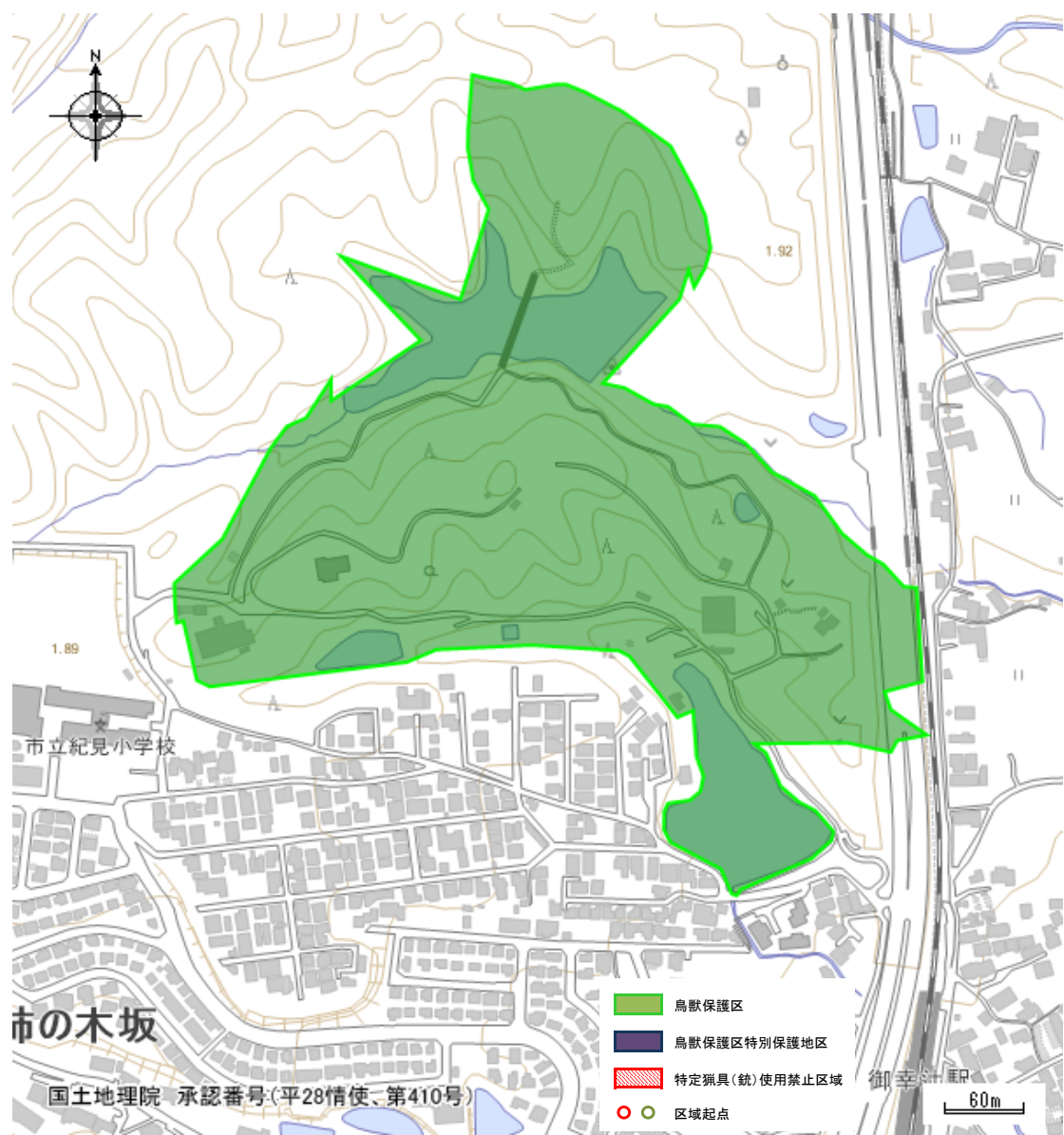


鳥獣保護区の指定概要

地図番号	56	区域の名称	橋本 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	14.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで				
指定区域	橋本市御幸辻地内の杉村公園並びに八王子池及び丸尾池の区域				

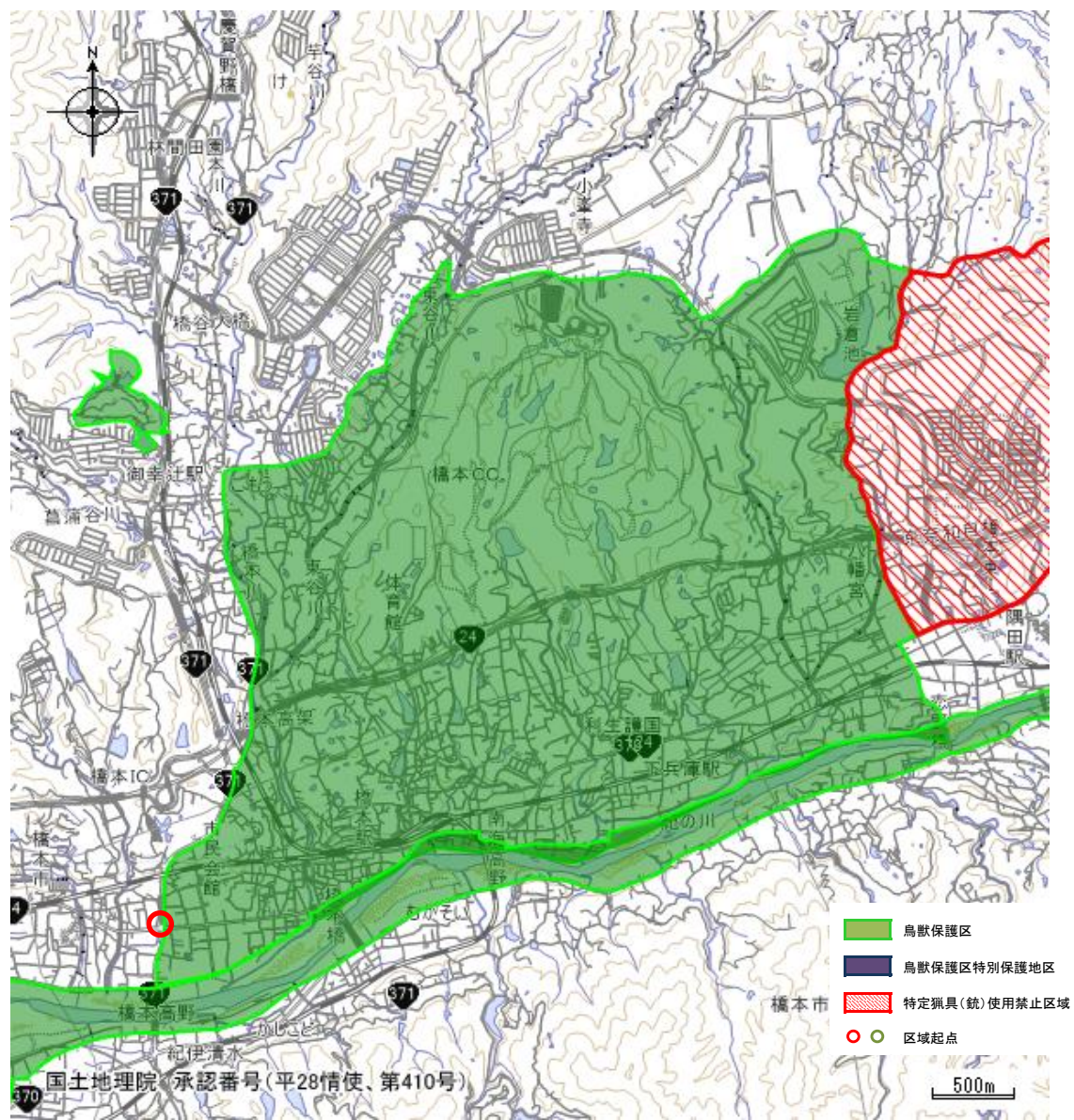
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	70	区域の名称	下兵庫 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	1225.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和3年11月 1日 から 令和13年10月31日まで				
指定区域	国道371号市脇交差点を起点として、同所から同国道を北進し橋本IC南に至る。同所を右折後国道371号を北進し県道二見御幸辻停車場線との交点に至る。同所から同県道を東進し県道山内恋野線との交点に至る。同所から同県道を南進し国道24号との重複部分を経て恋野橋北詰に至る。同所から紀の川右岸に沿って堤防上を下流に進み橋本高野橋架橋北詰に至る。同所から国道371号を北進し起点に至る線に囲まれた区域				

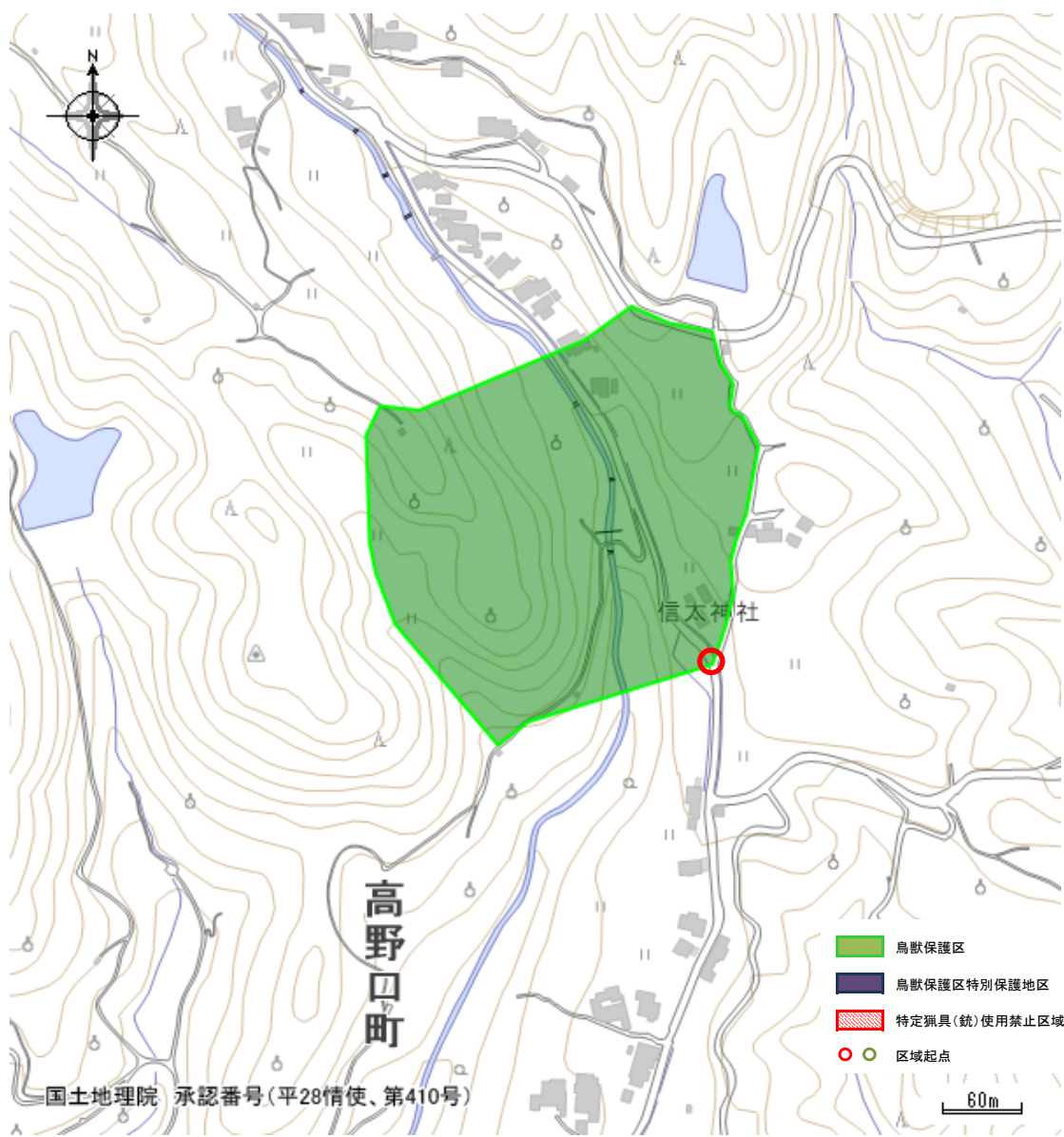
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	64	区域の名称	信太 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	8.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和2年11月 1日 から 令和12年10月31日まで			
指定区域	県道九重名倉線と市道九重1号線の交点を起点として、西方の山道沿いの山小屋との見透線を西進してみかん畑と雑木林との境界に至り、同所から同境界を北進して雑木林がみかん畑に接する地点に至り、同所からみかん畑の斜面と平坦地のみかん畑との接線を更に北進して標高320メートルの地点(墓地)に至り、同所から作業道を南進してヒノキ林とみかん畑の境界に至り、同所から同境界を東進して前田邸に至り、同所から更に東進して市道九重1号線に至り、同市道を南進して起点に至る線に囲まれた区域			

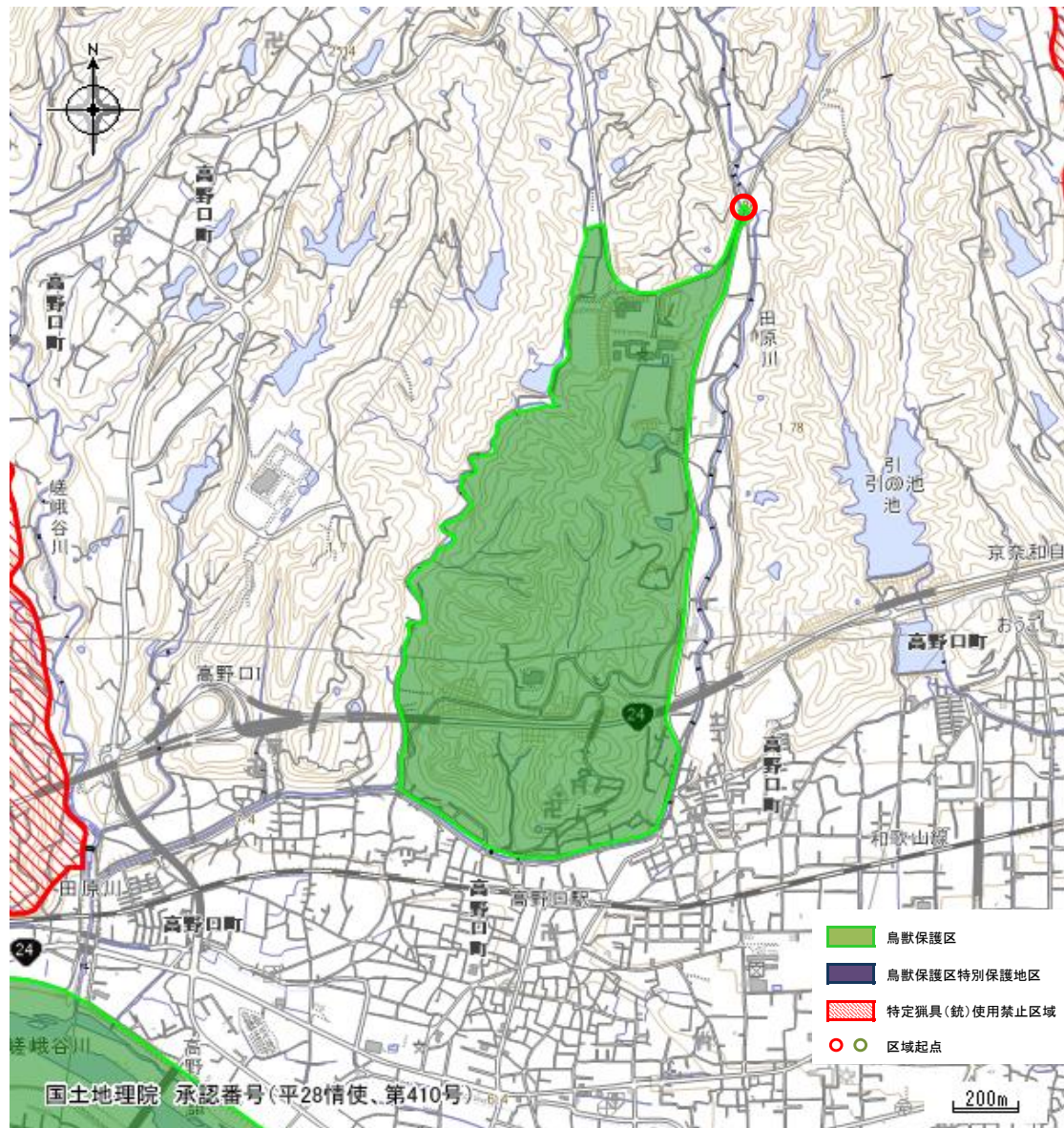
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	73	区域の名称	高野口 鳥獣保護区			
区域面積	鳥獣保護区		90.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで					
指定区域	橋本市高野口町田原地内の市道高野口北部連絡線と市道高野口2号線との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道名倉線との交点(田原橋)に至り、同所から田原川右岸を西進し東谷橋に至り、同所から東谷川左岸を北進し皿池に至り、同所から同池東岸に沿って北進し用水路との交点に至り、同所から同用水路を東進し市道高野口北部連絡線に至り、同所から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域					

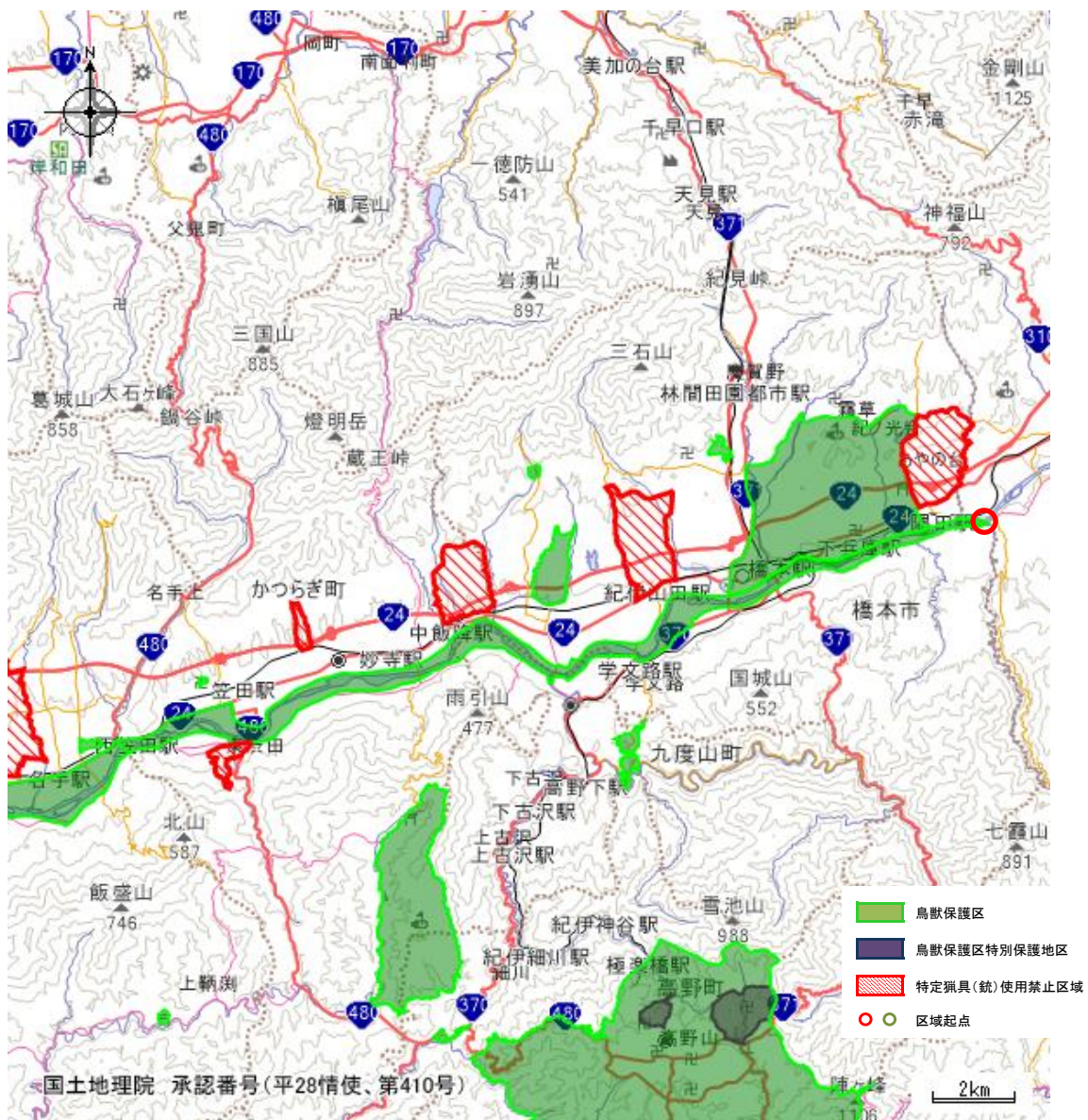
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	59	区域の名称	伊都 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	865.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和2年11月 1日 から 令和12年10月31日まで				
指定区域	県道橋本五條線の和歌山県橋本市と奈良県五條市との県界を起点として、同県道を西進し国道370号（兼国道371号）の交点である橋本橋南詰に至り、同所から更に西進し、橋本市賢堂で旧県道と歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道を西進し、橋本市南馬場で再び国道370号に合流後、県道高野橋本線との交点である岸上橋南詰に至る。同所から紀の川左岸に沿って西進し、県道高野口野上線との交点である九度山橋南詰に至り、同県道を南進後、県道高野口野上線との交点である丹生橋東詰に至る。同所から同県道（兼県道と歌山橋本線）を西進し（伊都郡九度山町慈尊院前からは県道と歌山橋本線）、かつらぎ町道見好西部30号線との交点に至り、同町道を北進し大門口橋南詰に至り、同所から紀の川左岸に沿って西進し、伊都郡かつらぎ町大字西洪田で再び県道と歌山橋本線に合流後、伊都郡と紀の川市との境界に至る。同境界を北上（紀の川を横断）し、国道24号（兼国道480号線）との交点に至り、同所から同国道を東進し国道480号線の交点に至り、同所から同国道を南進しかつらぎ町道見好西部30号線の交点に至り、さらに南進し大門口橋北詰に至る。同所から紀の川右岸に沿って東進し和歌山県と奈良県との県界に至り、同県界に沿って南下（紀の川を再横断）して起点に至る線に囲まれた区域				

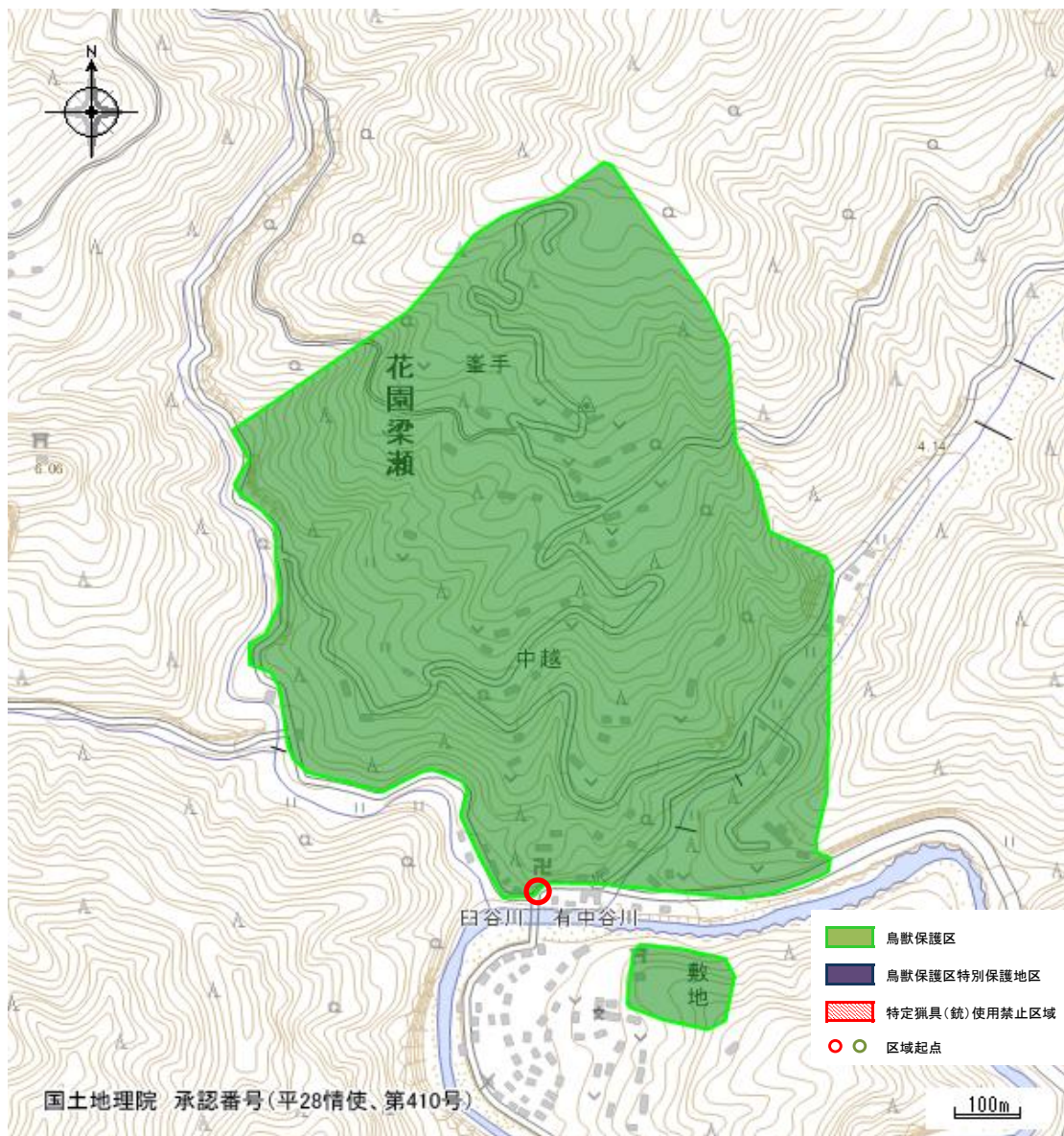
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	76	区域の名称	花園 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	57.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで				
指定区域	伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬地内の梁瀬橋北詰を起点とし、有田川右岸を下流に約100メートル進み同川支流臼谷川左岸に至り、同所から臼谷川を上流に約1,000メートル進み通称カラ谷に至り、同所からカラ谷を登り尾根に至り、同所から通称壺谷に沿って下り有中谷川に至り、有中谷川を下流に進み川滝橋に至り、同所から町道ふるさとセンター線を東進し、花園ふるさとセンターの敷地に至り、同敷地沿に東南に進み更に南進し、国道480号を経て有田川右岸に至り、同所から西進し、起点に至る線に囲まれた区域				

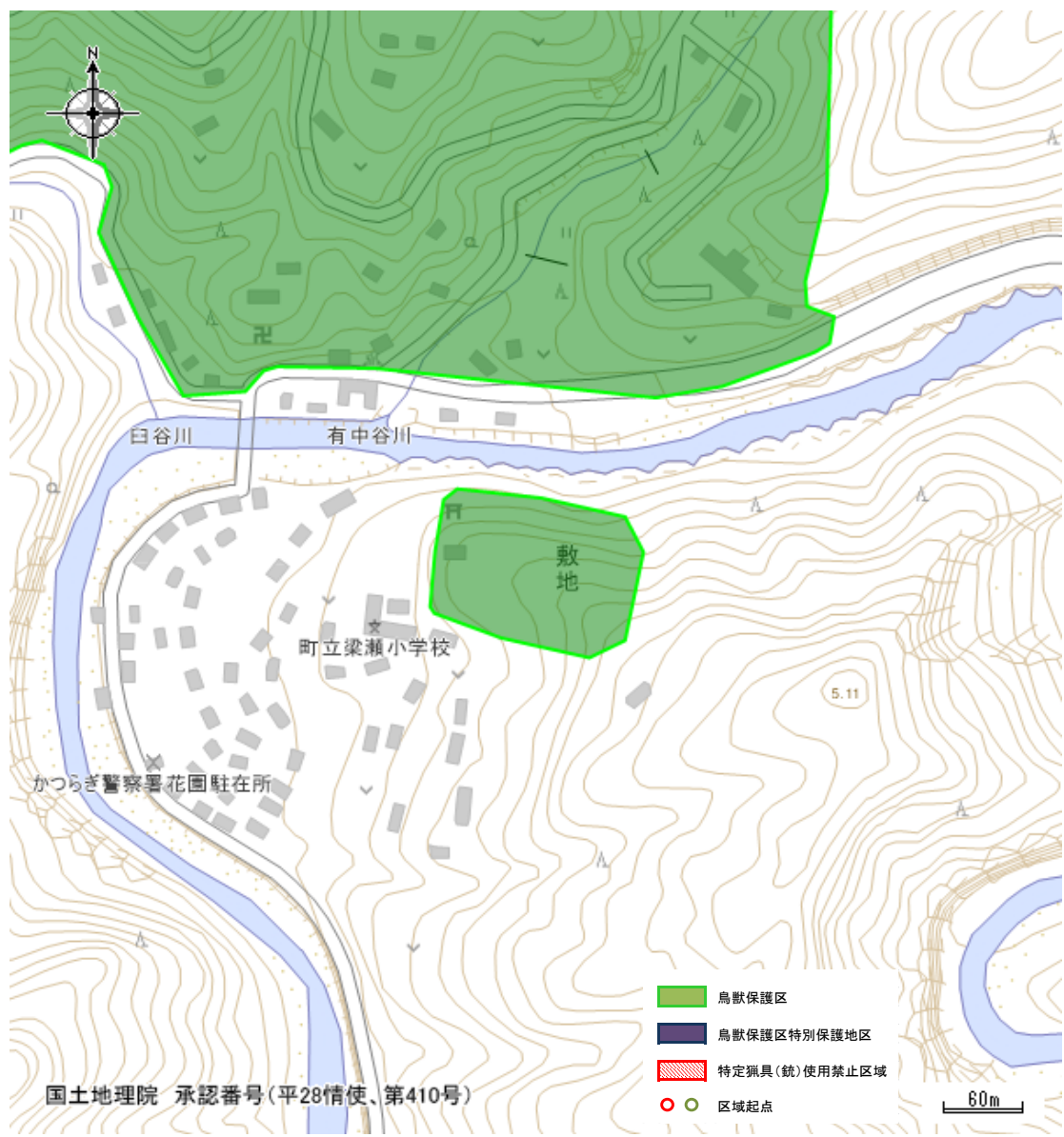
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	47	区域の名称	梁瀬 鳥獣保護区			
区域面積	鳥獣保護区		1.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで					
指定区域	伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬橋小路665番地下花園神社境内林					

参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	68	区域の名称	北寺 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	5.2ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和6年11月 1日 から 令和16年10月31日まで			
指定区域	伊都郡かつらぎ町大字花園北寺字ゴウレイ地内の国道480号と湾谷の交点を起点として、有田川に向かって約50メートル南進し河川敷と私有地との境界に至り、同所を右折し同境界に沿って約800メートル西進し字長瀬と字ゴウレイとの字界に至り、同所から約50メートル北進し国道480号との交点に至り、同所を右折し東進し町道中学校線1号を通り起点に至る線に囲まれた区域			

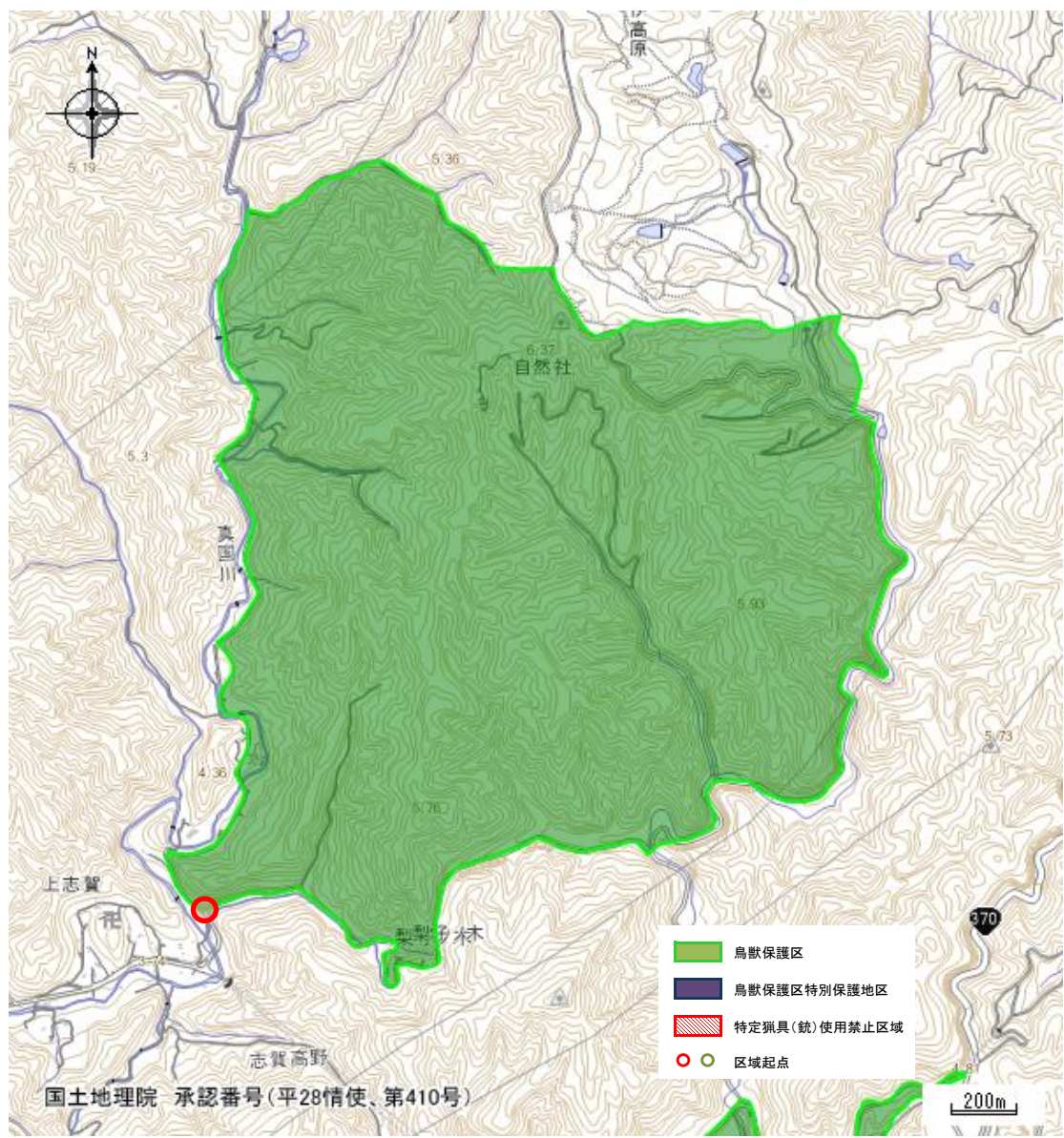
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	20	区域の名称	天野 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	310.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで				
指定区域	伊都郡かつらぎ町志賀地内の町道志賀18号線と県道志賀三谷線との交点を起点とし、同所から同県道を北進し可佐枝谷との交点に至り、同所から可佐枝谷左岸に沿って林業作業道下天野可佐枝線を東進し同作業道の終点に至り、同所から東に進み町道天野高野線との交点に至り、同町道を南東に進みかつらぎ町と高野町との境界に至り、同所から同境界を東進し稜線に至り、同所から同稜線を南進し林道天野花坂線に至り、同所から同林道を南進し伊都郡高野町花坂地内の町道梨子ノ木線との交点に至り、同所から同町道を西進し高野町とかつらぎ町との境界に至り、同所から伊都郡かつらぎ町志賀地内の町道志賀18号線を西進し起点に至る線に囲まれた区域				

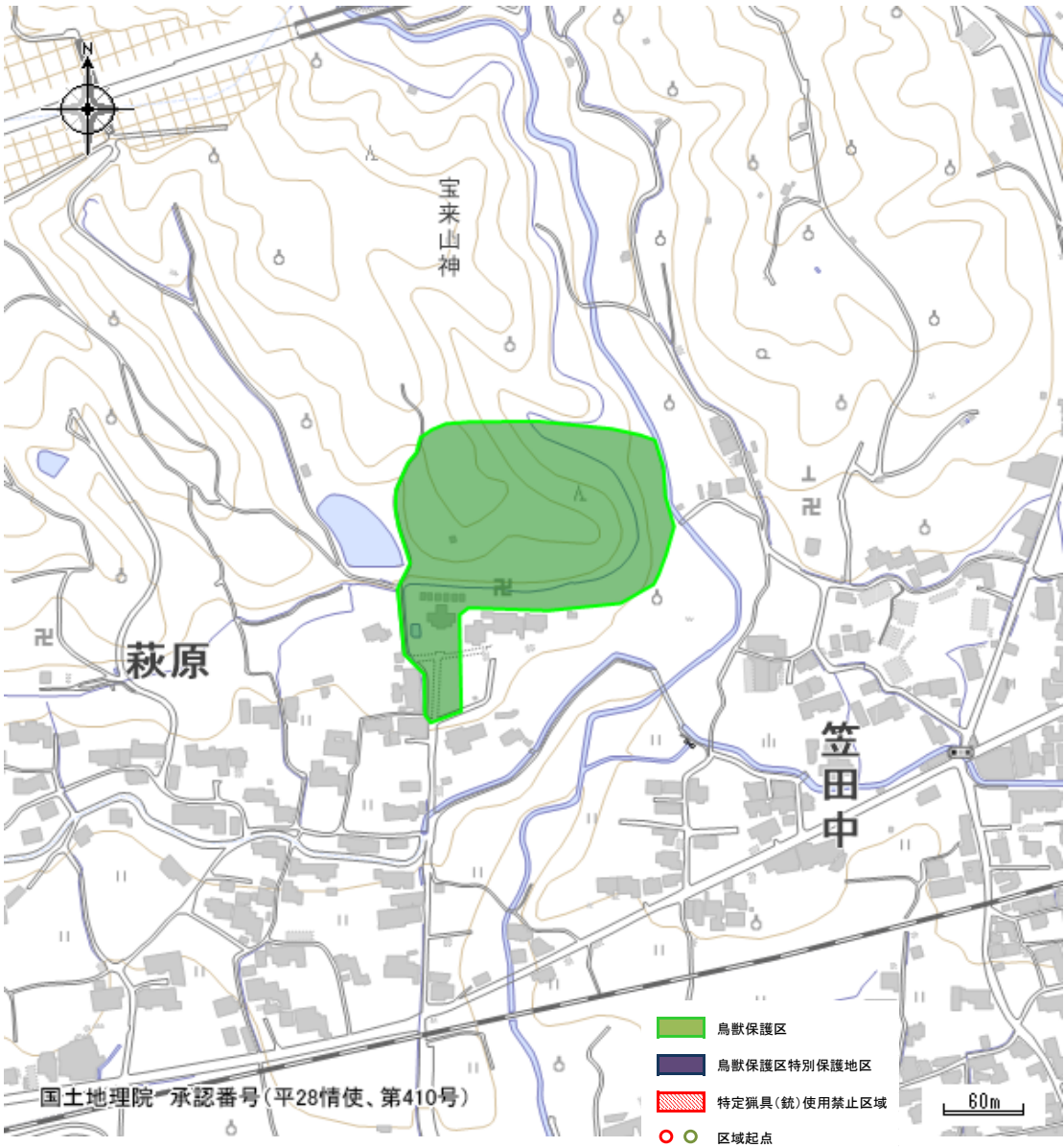
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	15	区域の名称	かつらぎ 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	3.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで				
指定区域	伊都郡かつらぎ町大字萩原字稲溝56番地宝来山神社境内林				

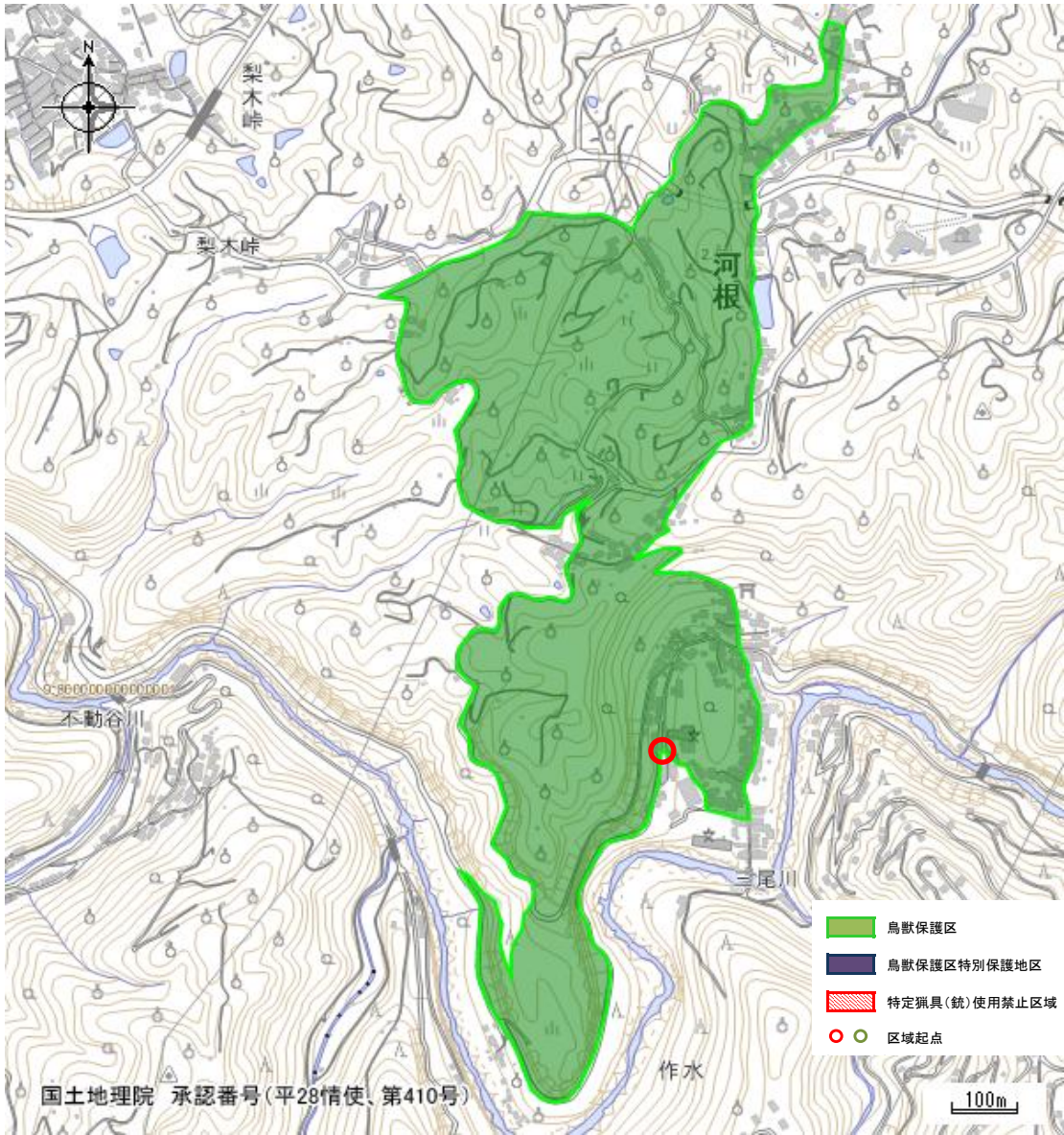
参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	74	区域の名称	河根 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	40.0ha	うち特別保護地区	0.0ha
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで			
指定区域	伊都郡九度山町河根地内の県道高野橋本線、河根児童館前を起点とし、同所から同県道を九度山方面へ約1キロメートル進み山道との交点に至り、同所から同山道を東進し県道高野橋本線との交点に至り、同所から同県道を北進し町道45号線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道1号線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道172号線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道高野橋本線との交点に至り、同所から同県道を北進し橋本市との境界に至り、同所から道路を約20メートル東進し町道31号線との交点に至り、同所から同町道を南進し通称猿目坂を経て、更に県道宿九度山線との交点を経て町道46号線との交点に至り、同所から同町道を西進し河根中学校横を経て、河根小学校前を北進し起点に至る線に囲まれた区域			

参考図面

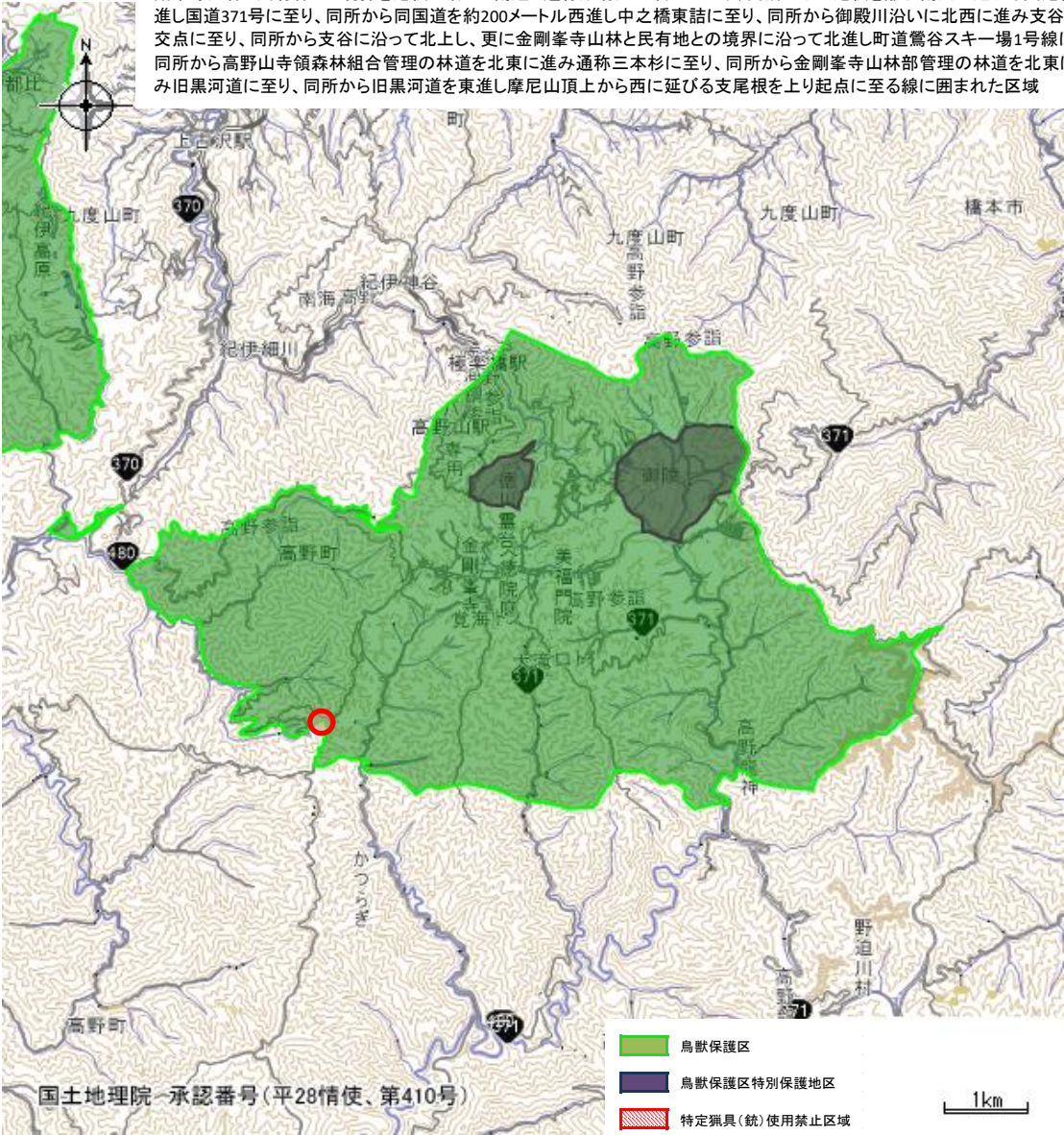


鳥獣保護区の指定概要

地図番号	6	区域の名称	高野山 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	2882.0ha	うち特別保護地区	130.0ha	県指定
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで				
指定区域	伊都郡高野町地内の町道湯川辻線と林道鳴戸谷線の交点を起点とし、同所から林道鳴戸谷線を北西に進み国有林215林班と212林班との境界に至り、同所から同林班界の尾根を東進して民有林との交点に至り、同所から国有林212林班と民有林との境界を東進して国道480号線に接し、同所から同国道を東進して町道大門高野山駅線との交点に至り、同所から同町道を北進して国有林210林班との境界に至り、同所から国有林210林班と民有林との境界を北進し、国有林209林班と民有林との境界に至り、同所から同境界を北進し、203林班との境界に至り、同所から203林班と民有林との境界を東進し、205林班との境界に至り、同所から203林班と205林班の境界を南東に進み民有林との境界に至り、同所から203林班と民有林との境界を北東に進み、201林班と民有林との境界に至り、同所から同境界を北東に進み九度山町との境界に至り、同所から高野町と九度山町との境界を東進し、揚柳山を経て高野町西ヶ峰へ至る山道と摩尼山へ至る山道の交差点に至り、同所から摩尼山を経て224林班との境界に至り同所から同境界を南東に進み桜峠、陣ヶ峰を経て標高1,092メートルの地点に至り、同所から国有林(229林班、230林班、235林班)と民有林との境界を西進し、薄峠に至り、同所から237林班、239林班、242林班及び244林班界(南側)を西進して町道湯川辻線との交点に至り、同町道を北進して起点に至る線に囲まれた区域				

参考図面

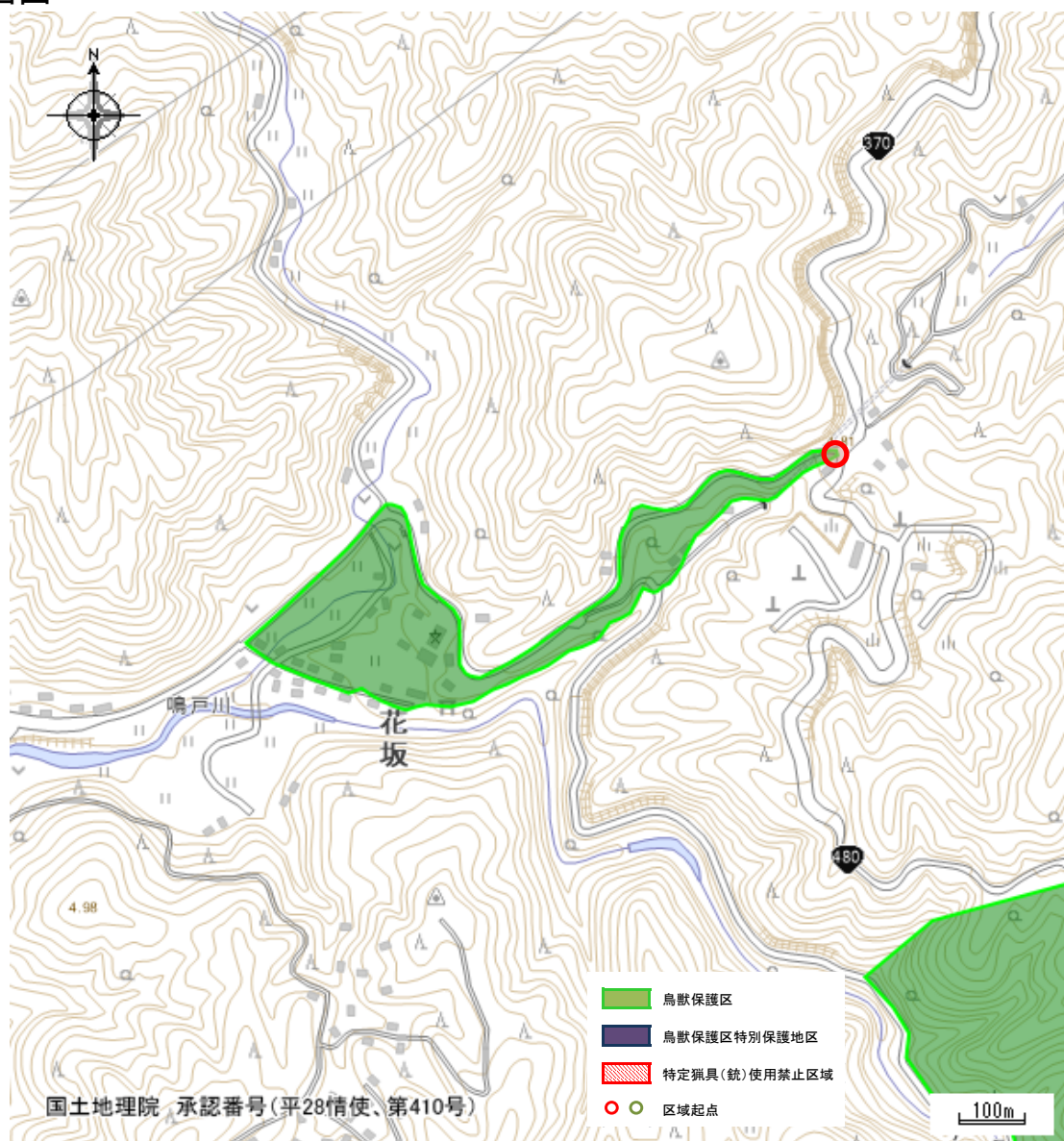
【特別保護地区】高野山鳥獣保護区のうち、国有林207林班の小班、ほ小班及びへ小班の全域並びに摩尼山頂上を起点とし、金剛峯寺山林と民有林との境界を尾根に沿って南進し通称姑射山の頂上に至り、同所から主尾根を離れ南西に延びる支尾根を南進し国道371号に至り、同所から同国道を約200メートル西進し中之橋東詰に至り、同所から御殿川沿いに北西に進み支谷との交点に至り、同所から支谷に沿って北上し、更に金剛峯寺山林と民有地との境界に沿って北進し町道鶯谷スキー場1号線に至り、同所から高野山寺領森林組合管理の林道を北東に進み通称三本杉に至り、同所から金剛峯寺山林部管理の林道を北東に進み旧黒河道に至り、同所から旧黒河道を東進し摩尼山頂上から西に延びる支尾根を上り起点に至る線に囲まれた区域



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	29	区域の名称	花坂 鳥獣保護区
区域面積	鳥獣保護区	8.0ha	うち特別保護地区 0.0ha 県指定
指定期間	令和元年11月 1日 から 令和11年10月31日まで		
指定区域	高野町大字花坂地内の国道370号と国道480号及び町道花坂2号線(通称:八丁坂)との四叉路を起点とし、町道花坂2号線・町道花坂1号線を経て、「にしひらばし」に至り、同町道と国道370号との交点に至り、同所から国道370号を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		

参考図面



鳥獣保護区の指定概要

地図番号	71	区域の名称	富貴 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区 2.0ha		うち特別保護地区 0.0ha	県指定	
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで				
指定区域	伊都郡高野町大字東富貴字天神垣内200番地丹生神社境内林、富貴小学校及び富貴中学校の区域				

参考図面

